



## R&D tax alert Belgium

### イノベーション所得控除が PID 制度に取って代わる

OECD の BEPS 行動計画 5 の結論と EU レベルでの同様の議論を実践するために、ベルギーでは 2016 年 7 月 1 日よりパテント所得控除 (PID) 制度が廃止されました。ただし、暫定的な既得権ルールとして 2021 年 6 月 30 日まで旧 PID 制度を利用できることを条件としています。(2016 年 7 月 12 日の [ニュースレター\(英文\)](#) 参照)。

ベルギー政府は、これまでの PID 制度を”IID (イノベーション・所得控除)”制度に置き換えることを視野に入れて数カ月に渡って(プレドラフト)制度を準備してきました。この IID 制度は OECD と EU 行動規範グループで合意された”修正ネクサス・アプローチ”に沿ったものになっています。

プレドラフト制度はまだ閣僚会議に提出されていないものの、新制度の主要項目に関しては概ね合意されているようです。それでも、以下の概要は明らかにまだ更なる考察と今後の議論による変更の対象です。

#### 一般的な特徴

新 IID の基本的な考え方はこれまでの PID 制度と類似しています。IID においても適格知的財産権から生じる適格知的財産所得に対し特定の控除を付与するものだからです。

しかしながら、これまでの PID 制度と比較した場合、幾つかの大きな改定も想定されています。

#### 適格知的財産権

新 IID 制度において適格とされる知的財産権はこれまでの PID 制度と同じように、企業が所有者、共有者、用益権者、ライセンサー、もしくは、占有権保有者である特許と補足的保護証明から成ります。

しかしながら、適格知的財産権のリストは、拡大され以下の項目を含むと伝えられています。

- (EU 権に限定されるものではあるが)植物品種保護権 (“kwekersrechten / droits d’obtention végétales”)と希少医薬品に対する権利 (“weesgeneesmiddelen / médicaments orphelins”) ;2016 年 7 月 1 日から要求もしくは取得され、企業が保有者、共有者、用益権者、ライセンサー、もしくは占有権保有者である場合。
- 2016 年 7 月 1 日以降に製造された著作権のあるソフトウェア(に加えて二次的著作物の部品、もしくは、既存ソフトウェアの改造)

同じく新たな点として、適格知的財産権が認められた後にしか適用されなかった PID 制度とは対照的に、IID 制度では知的財産権の適用が要求された時点から適用することができます。ただし、最終的に知的財産権が付与されない場合には、IID の(暫定)ベネフィットを返還しなければならないことは明らかです。

## 適格知的財産所得

新 IID 制度が適用される所得は、恐らく以下の所得要素から構成されます。

- (1)ベルギーにおけるベルギーまたは外資企業の課税結果の一部である
- (2)アームズレングスである

- ライセンス料;
- 製品／サービスの販売価格に組み込まれた知的財産所得;
- 製造過程で組み込まれた知的財産所得;そして
- 裁判結果、和解、保険契約に基づいて与えられる知的財産権侵害のための補償

これは不確かではありますが、知的財産権譲渡により生じたキャピタル・ゲインもまた、特定の条件下では、今後の IID 制度からのベネフィットがあると考えられています。

## 定量化と申請

これまでの PID 制度と比較して最も顕著な変化は、控除の定量化に関するものです。IID 制度下では、控除は OECD と EU において合意された“修正ネクサス・アプローチ”と足並みを揃えることになり、以下の三つのステップを踏んで計算されます:

- 適格知的財産所得の計算;
- “修正ネクサス”分数の適用
- その結果の IID 料率での乗法

IID の額は、課税所得から控除の対象になります。PID 制度に反して、超過 IID は将来の課税年に持ち越しが可能です。

## 純所得アプローチ

原則として総額ベースで適応される PID 制度とは異なり、IID 制度では適格知的財産権に限った適格知的財産所得純額のみに適応されます。すなわち:

- 課税期間における適格知的財産権に関連した適格知的財産総収入

マイナス

- 課税期間中に費用とされ負担された総支出(定義については、下記を参照)

純所得は、原則的にそれぞれの適格知的財産権により別々に決定されなければなりません(しかしながら、これは幾つかの条件により、製品やサービスのタイプやグループを基礎にしても決定されます)。

まだ明らかにはされていませんが、IID 制度は以下を含むと言われています。

(1) ”権利回復禁止“ルール、すなわち、後に生じた純所得を IID に請求することが可能になる前に、(例外を除いて)納税者に対して、まず 2016 年 6 月 30 日より後に終了する課税期間に計上された(適格知的財産権に割当可能な)全ての全体支出を消費することを要求するルール

(2) ”ベンチレーション“ルール、すなわち、当年度の、もしくは、繰り越されたマイナスの知的財産純所得を他の適格知的財産権により取得した(正の)知的財産純所得から控除するルール

### 修正ネクサス分数

適格知的財産純所得の額は、以下の“修正ネクサス分数”により乗法計算されなければならない、それはそれぞれの適格 IP 権利(もしくは、製品やサービスの種類やグループによっても別々に決定される)。

適格支出(A+B+C)

-----  
全体支出 (A+B+D+E-C)

適格支出は、概して、以下の支出からなると定義されている:

- 納税者の支出(A);
- 関連者以外の相手にアウトソースした際の納税者の支出(B);そして
- 関連者にアウトソースした際の納税者の支出(ただし、関連者が R&D をアウトソースし、マークアップなしにアウトソースに係ったコストを納税者に請求する場合に限る)(C)。

適格支出は、適格 IP 権に直接関連していなければならない、例えば支払利息や不動産に関する費用は含みません。

原則として、全体支出は以下を加えた適格支出と同じ費用から構成されません:

- 適格知的財産権を得るためになされた納税者の支出(D);それゆえにこの費用は上述の A の項目には含まれていない;
- 関連者へのアウトソースにおける納税者の支出(E)、C の項目に挙げられている費用項目は除く

“修正ネクサス分数”の目的は、適格支出と全体支出、特に 2016 年 6 月 30 日より後に終了する初めての税務年度から生じる費用の累積額がローリング方式で計算されることです。適格支出は 30%まで引き上げられますが、全体支出額は最大となります。

”修正ネクサス分数”が一例外的な状況の結果として一納税者自身の R&D 活動による知的財産(もしくは製品のタイプやサービス)への付加価値を表さ

ない場合、納税者は、ルーリング・コミッションに対して、分数を逸脱する許可を要求することができますとされています。

## IID レート

純所得と”修正ネクサス分数”を計算した結果から得られる額は(旧 PID 制度の 80%と比較して)90%控除の資格があると報告されています。

## トラッキングと追跡

IID の定量化をサポートするために、納税者は知的財産権(もしくは製品のタイプやサービス)ごとに、適格知的財産所得の額、適格全体支出の額、課税目的のために控除された全体支出の額に関する文書を準備し保管しなければなりません。

IID 申請をサポートするために、別の文書を申告書に追加する必要があります。

## 施行期日

新 IID 制度は(遡及して)税務年 2016 年に申請されます(しかし早くとも 2016 年 7 月 1 日に終了する会計年度に限ります)。

納税者は、既得権ルールの下、2021 年 6 月 30 日まで PID 制度を継続して申請する資格があり、(2021 年 6 月 30 日までの期間)PID 制度と IID 制度のどちらを申請するか選択する必要があります。この点に関し、政府はおそらくこの選択の後戻りは認めないでしょう。それゆえに、既得権のルール下、PID 制度申請を選択した納税者は、IID 制度に”スイッチバック”できません、そしてまた逆も同様です。

## 次のステップ

新制度を(最終的に)年末までに採用することが目標です。

---

## お問合せ

本ニュースレターの内容についてお問い合わせ、国際税務・移転価格に関する全般的なご相談は、下記の日系企業担当ビジネスデスクコーディネーターまでご連絡ください。

- Renaud Hendricé, [rhendricé@deloitte.com](mailto:rhendricé@deloitte.com), +32 2 600 67 21
- François Gevers, [fgevers@deloitte.com](mailto:fgevers@deloitte.com), +32 2 600 65 10
- Wim Eynatten, [weynatten@deloitte.com](mailto:weynatten@deloitte.com), +32 2 600 67 59

ニュースレターに関する日本語でのお問い合わせ、配信先の追加、配信停止等につきましては、以下のジャパンデスク担当者までご連絡ください。

- 水越 徹 シニア・マネジャー  
[tomizukoshi@deloitte.com](mailto:tomizukoshi@deloitte.com), + 32 2 600 60 76
- 水野 美有紀 シニア・マネジメントアシスタント  
[mimizuno@deloitte.com](mailto:mimizuno@deloitte.com), + 32 600 6017

以下の Deloitte のページもご覧ください:  
<http://www.deloitte.com/be/tax>

## Deloitte Academy Upcoming events

19/10/2016 [Dispute Prevention \(Part 2\): Preventing Disputes Through The Use Of Advance Pricing Agreements \(APAs\)](#)

[Replay past webinars](#)



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, tax and legal, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 225,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. No entity in the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2016. For information, contact Deloitte Belgium.

[Subscribe](#) | [Unsubscribe](#)